

行動しよう 消費者の未来へ

古河市消費生活センターをご存じですか？

古河市消費生活センターでは、悪質商法や不当請求などの契約トラブル、消費生活に関する相談を受け付けています。平成28年度の相談件数は、699件でした。

商品やサービスを購入するときは、周りの人に話を聞くなど、よく考えてから契約しましょう。

【問】古河市消費生活センター(古河庁舎)

☎23-1718



センターへ寄せられた相談事例

インターネットで、初回お試し価格500円のサプリメントを購入した。体に合わないので解約を申し出ると、「定期購入契約なので止められない」と、断られた。販売店のホームページを確認すると、「最低3か月間は購入すること」が条件になっていた。

結果

インターネットでの契約は「通信販売」になります。通信販売での契約申し込みの解除(返品制度)については、表示することになっています。

表示されていない場合は、8日間は送料を自己負担して返品できますが、表示されている場合はその内容を守らなくてはなりません。

アドバイス

インターネット契約では、画面に表示される内容を最後までよく確認しましょう。

「定期購入である」「解約できない」などは表示が分かりにくい場合があります、思わぬ不利益を被ることがあります。契約内容や解約条件をよく確認しましょう。



ここに注意！

初回限定お試し価格
通常価格 6,000円 のところ

↓
500円！

さらに送料無料！！

※3か月以上の購入が条件です。

申し込む

古河市消費生活センターでは、出前講座を開催しています暮らしに役立つ情報を伝授します。ぜひ申し込みください



古河市消費生活センター

場所 古河庁舎2階商工政策課内
相談日 月曜日～金曜日
※祝日・年末年始を除く。
時間 午前9時～正午
午後1時～4時
申込・問 ☎23-1718